

鹿 児 島 県 公 報

平成25年 8 月 2 日（金）第2928号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 保安林の指定施業要件の変更に係る通知の掲示（2件）（森づくり推進課取扱い） 1
- 保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示（3件）（森づくり推進課取扱い） 2
- 生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止（社会福祉課取扱い） 3
- 生活保護法等に基づく医療機関等の指定（社会福祉課取扱い） 3
- 生活保護法等に基づく指定医療機関等の変更事項の届出（社会福祉課取扱い） 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（障害福祉課取扱い） 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新（障害福祉課取扱い） 4
- 肥料の登録の有効期間の更新（食の安全推進課取扱い） 4
- 県営土地改良事業の工事の完了（2件）（農地整備課取扱い） 4
- 公共測量の終了（監理課取扱い） 4
- 障害者雇用促進企業からの庁舎等の管理等の業務に係る役務の調達に関する要綱の一部を改正する要綱（※）（管財課取扱い） 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（鹿児島地域振興局取扱い） 5

公 告

- 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告（商工政策課取扱い） 5
- 一般競争入札公告（管財課取扱い） 5

教 育 委 員 会 規 則

- 鹿児島県立高等学校学則及び鹿児島県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則（※）（高校教育課取扱い） 8

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正（※）（選挙管理委員会取扱い） 9

告 示

鹿児島県告示第843号

平成25年 6 月 14 日鹿児島県告示第699号（以下「告示第699号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を南大隅町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成25年 8 月 2 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

所在が不明な者の氏名	通 知 の 要 旨	
	指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	変更後の指定施業要件
皆倉長次郎，砂野サヲ	肝属郡南大隅町根占山本字山神平6770番	告示第699号の変更後の

大濱尚行	肝属郡南大隅町根占山本字山神平6771番, 字東山 神平7188番	指定施業要件のとおり
------	--------------------------------------	------------

鹿児島県告示第844号

平成25年 6 月21日鹿児島県告示第718号（以下「告示第718号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を錦江町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成25年 8 月 2 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

所在が不明な者の氏名	通 知 の 要 旨	
	指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	変更に係る指定施業要件
岩下英藏	肝属郡錦江町馬場字山ノ口下町1238番 6	告示第718号の変更に係る指定施業要件のとおり
山元徐昇	肝属郡錦江町馬場字山ノ口下町1249番 3, 字下道 浜添1263番 3	
中菌繁己	肝属郡錦江町馬場字山ノ口下町1238番 5	
内立元義孝	肝属郡錦江町馬場字下道浜添1263番 2	
福留和文	肝属郡錦江町馬場字山ノ口下町1250番 2	

鹿児島県告示第845号

平成25年 5 月17日鹿児島県告示第606号（以下「告示第606号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を鹿屋市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成25年 8 月 2 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 所在が不明な者の氏名
黒岩義夫
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所
鹿屋市吾平町麓字砂ヶ野6283番, 6287番
 - (2) 変更後の指定施業要件
告示第606号の変更後の指定施業要件のとおり

鹿児島県告示第846号

平成25年 5 月17日鹿児島県告示第607号（以下「告示第607号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を曾於市役所及び大崎町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成25年 8 月 2 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

所在が不明な者の氏名	通 知 の 要 旨	
	指定施業要件の変更予定保安林の所在場所	変更後の指定施業要件
井之上定弘	曾於市末吉町南之郷字井ノ上野久尾8343番 2	告示第607号の変更後の指定施業要件のとおり
山野勲	曾於郡大崎町井俣字平良宇都1577番	
山野有藏	曾於郡大崎町井俣字平良宇都1579番 1	

鹿児島県告示第847号

平成25年 6 月 4 日鹿児島県告示第662号（以下「告示第662号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年

法律第249号) 第189条の規定により, その通知の内容を志布志市役所に掲示するとともに, その要旨を告示する。

平成25年 8 月 2 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

所在が不明な者の氏名	通 知 の 要 旨	
	指定施業要件の変更予定保安林の所在場所	変更後の指定施業要件
小宇都弥助	志布志市有明町野井倉字平尾1941番 4	告示第662号の変更後の指定施業要件のとおり
上野主計	志布志市有明町野井倉字上村4196番 5	
倉富一哉	志布志市有明町山重字倉ヶ崎10520番 2, 10520番 5	

鹿児島県告示第848号

生活保護法(昭和25年法律第144号) 第54条の2 第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2 第4項において準用する同法第50条の2の規定により, 指定介護機関から次のとおり廃止の届出があった。

平成25年 8 月 2 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

居 宅 介 護 事 業 所		廃止年月日
名 称	所 在 地	
社会福祉法人伊仙町社会福祉協議会訪問入浴介護事業所	大島郡伊仙町伊仙2293番地 1	平成25年 5 月 31 日

鹿児島県告示第849号

生活保護法(昭和25年法律第144号) 第49条の規定により, 同法による医療扶助のための医療を担当させる機関及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により, 同法による医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成25年 8 月 2 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	所 在 地	指定年月日
永里サクラ薬局	南九州市知覧町永里6163- 1	平成25年 6 月 1 日
小みかん薬局	垂水市南松原町10番地	平成25年 6 月 1 日

鹿児島県告示第850号

生活保護法(昭和25年法律第144号) 第54条の2 第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2 第4項において準用する同法第50条の2の規定により, 指定介護機関から次のとおり変更の届出があった。

平成25年 8 月 2 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 指定介護機関の居宅介護事業所の名称及び所在地
有限会社ダイユウ
大島郡与論町茶花241- 11
- 変更の内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
居宅介護事業所の所在地	大島郡与論町立長2874- 3	大島郡与論町茶花241- 11	平成25年 2 月 1 日

鹿児島県告示第851号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成25年 8 月 2 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

病院又は診療所		指定年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
鹿児島県立大島病院	奄美市名瀬真名津町18番1号	平成25年 8月1日	育成医療・更生医療

鹿児島県告示第852号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成25年 8 月 2 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬局		更新年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
株式会社あおい薬局	曾於市末吉町二之方2128番地	平成25年 8月1日	育成医療・更生医療

鹿児島県告示第853号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成25年 8 月 2 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1250号	平成31年 8月14日	蒸製骨粉	3-21蒸製骨粉	窒素全量 3.0 りん酸全量21.0	該当なし	鹿児島プロフーズ株式会社	鹿児島市城南町37番地

鹿児島県告示第854号

土地改良事業県営畑地帯総合整備（担い手支援型）（土層改良及び農用地保全）第四笠利地区の工事は、平成19年6月8日に完了した。

平成25年 8 月 2 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第855号

土地改良事業県営畑地帯総合整備（担い手育成型）（区画整理）喜瀬浦地区の工事は、平成22年3月29日に完了した。

平成25年 8 月 2 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第856号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、九州農政局徳之島用水農業水利事業所長から平成25年2月22日鹿児島県告示第170号で告示した公共測量の実施は、平成25年3月15日終了した旨の通知があった。

平成25年 8 月 2 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第857号

障害者雇用促進企業からの庁舎等の管理等の業務に係る役務の調達に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

平成25年 8 月 2 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

障害者雇用促進企業からの庁舎等の管理等の業務に係る役務の調達に関する要綱の一部を改正する要綱

障害者雇用促進企業からの庁舎等の管理等の業務に係る役務の調達に関する要綱（平成18年鹿児島県告示第2005号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号ウ中「100分の1.8」を「100分の2」に改める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年 8 月 2 日から施行する。
- 2 改正後の障害者雇用促進企業からの庁舎等の管理等の業務に係る役務の調達に関する要綱第2条第2号の規定は、この要綱の施行の日以後に障害者雇用促進企業の登録を受ける者について適用し、同日前に障害者雇用促進企業の登録を受けた者については、なお従前の例による。

鹿児島地域振興局告示第22号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成25年 8 月 2 日

鹿児島地域振興局長 灰床義博

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
トゥデイ	いちき串木野市 大里684-1	株式会社アサン テ	鹿児島市南郡元 町6番16号	田邊 陽一	平成25年 8月1日	就労継続 支援B型

公 告

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により曾於市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成25年 8 月 2 日から 1 月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大隅地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成25年 8 月 2 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）スーパーセンターニシムタ岩川店
曾於市大隅町岩川宮ノ前7411番地1 外17筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第5条第1項の規定による新設に関する届出
平成25年 3 月 5 日
- 3 意見の概要
（仮称）スーパーセンターニシムタ岩川店については、曾於市大規模小売店舗立地検討委員会を開催し、特に問題はなかった。
また、当該店舗が建つことによる騒音の発生、廃棄物の処理、運搬、道路交通への影響等、周辺地域の生活環境への影響の変化は少ないものと予想されることから、特に意見はありません。

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成25年 8 月 2 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 入札に付する事項

- (1) 購入をする物品等の名称及び数量
ポケット線量計 1,250個
- (2) 購入をする物品等の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
入札説明書による。
- (4) 納入場所
入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号）に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 役員等が、暴力団員であると認められる法人又は個人

エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人

オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人

ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人又は個人

ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人

- (4) 開札時に物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成15年鹿児島県告示第416号）第3条又は第4条の規定による指名停止を受けている者でないこと。

3 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律

（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

平成25年 9 月13日午前10時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年 9 月13日午後 2 時

イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎 1 階）出納局管財課入札室

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(2)及び(4)に同じ。

4 契約条項を示す場所及び期限

3の(2)及び(4)に同じ。

5 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

7 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又

は入札者の押印のない入札書による入札

- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
 - (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
 - (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
 - (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 8 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- 9 最低制限価格
設定しない。
- 10 契約書案の提出
落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。
- 11 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先
鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643
- 12 その他
この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

13 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:
Pocket-dosimeter 1,250sets
- (2) DELIVERY PERIOD:
Specified in the bid explanation form
- (3) DELIVERY PLACE:
Specified in the bid explanation form
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:
10:00 a.m. September 13, 2013
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
Property Management Division
Treasury Bureau
Kagoshima Prefectural Government
10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan
TEL 099-286-3826
FAX 099-286-5643

教育委員会規則

鹿児島県立高等学校学則及び鹿児島県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 8 月 2 日

鹿児島県教育委員会委員長 島津公保

鹿児島県教育委員会規則第10号

鹿児島県立高等学校学則及び鹿児島県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

（鹿児島県立高等学校学則の一部改正）

第1条 鹿児島県立高等学校学則（昭和27年鹿児島県教育委員会規則第8号）の一部を次のよ

うに改正する。

別表第1中

鹿児島県立末吉高等学校	曾於市	全日制	3年	普通科，生物生産科，情報処理科
-------------	-----	-----	----	-----------------

を

鹿児島県立末吉高等学校	曾於市	全日制	3年	普通科，生物生産科，情報処理科
鹿児島県立曾於高等学校	曾於市	全日制	3年	文理科，普通科，畜産食農科，機械電子科，商業科

に改める。

（鹿児島県立高等学校通学区域に関する規則の一部改正）

第2条 鹿児島県立高等学校通学区域に関する規則（昭和39年鹿児島県教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表大隅学区の項中「末吉」の次に「，曾於」を加える。

附 則

この規則は，公布の日から施行し，改正後の鹿児島県立高等学校学則及び鹿児島県立高等学校通学区域に関する規則の規定は，平成25年6月28日から適用する。

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第33号

平成24年2月28日鹿児島県選挙管理委員会告示第1号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成25年8月2日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

1の表270の項を削る。